

第5次秋田市地域福祉計画

(2025年度～2028年度)

～みんなでつながり みんなで築く 暮らしの安心 地域のしあわせ～

地域福祉計画とは

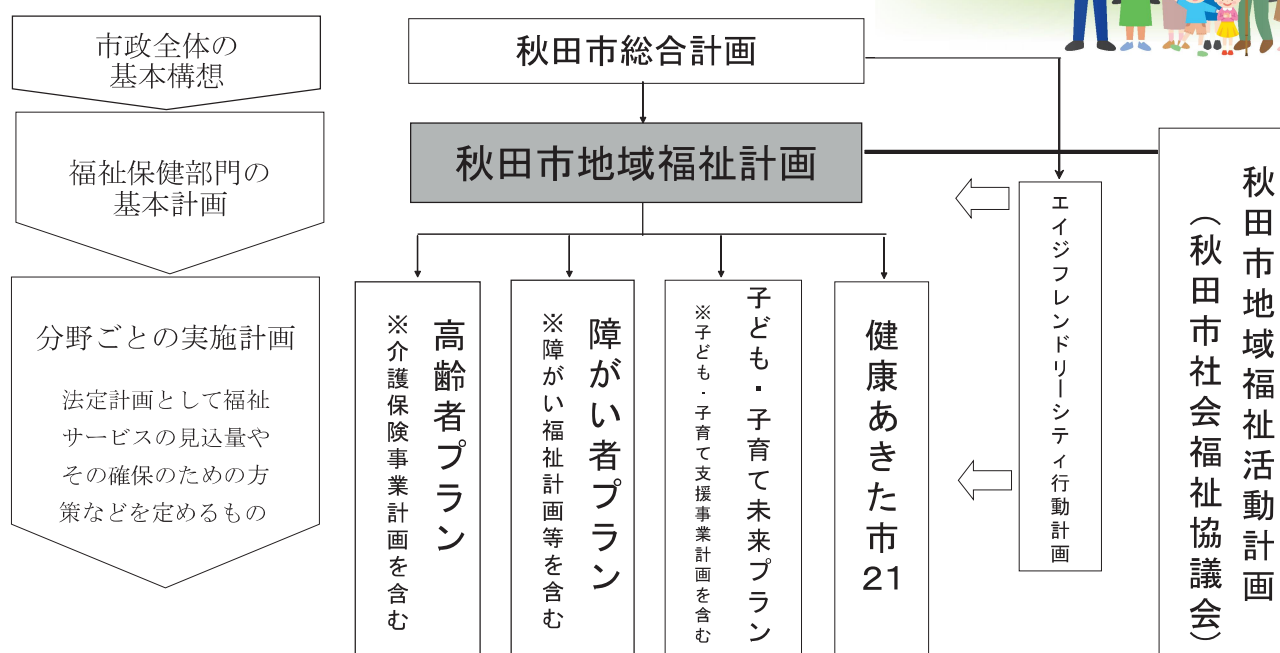
日常生活において、地域の中で助けたり助けられたりしたことはありませんか？

「地域福祉」の考えは、日々の暮らしを豊かにするため、しあわせになるため助け合うという相互関係を高めるしくみとして誕生しました。

「地域福祉計画」は、こうした支えあいの地域づくりを進めるため、その方法や手順をまとめたものです。



1 計画の位置づけ

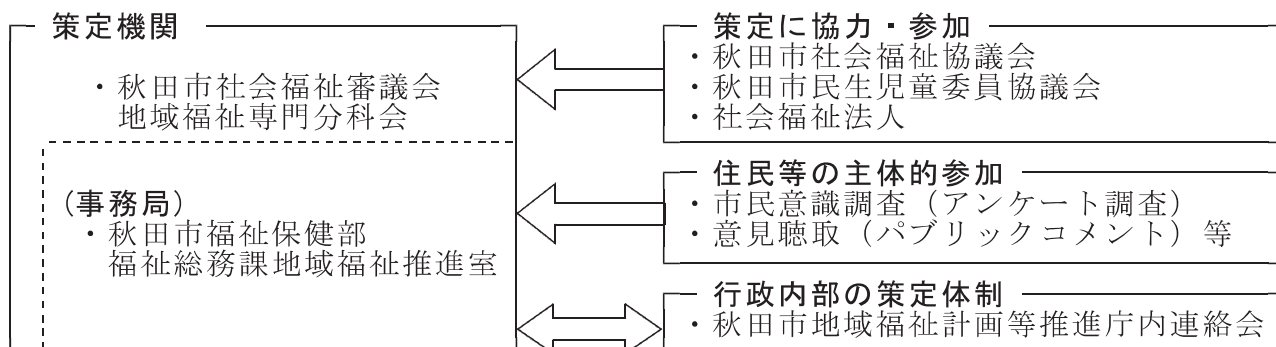


※地域福祉計画は、社会福祉の基本理念の一つである地域福祉の推進を図ることを目的として、社会福祉法の規定に基づき策定された市町村地域福祉計画です。

2 策定体制

策定作業は、本市の社会福祉に関する事項を調査審議する「秋田市社会福祉審議会」が中心となり、「地域福祉専門分科会」が策定機関として方針作成や策定作業を進めました。

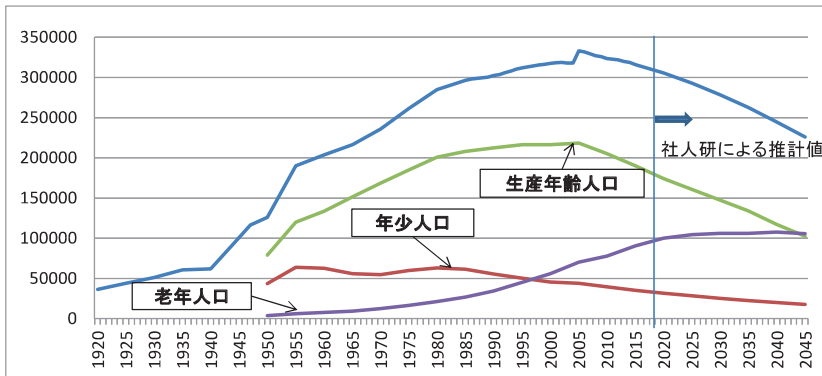
策定に当たり、社会福祉協議会や民生児童委員協議会など地域福祉活動の中核的な担い手から協力を得ながら、「地域福祉計画等推進庁内連絡会」で全庁的な調整を図りました。



地域福祉を取り巻く現状と課題

1 秋田市人口ビジョン

秋田市の人口の現状分析や将来の方向等をまとめた秋田市人口ビジョンでは、総人口が減少し、少子高齢化が進行するとしています。



現在

高齢者1人を約2人で支える

将来

高齢者1人を1人では支えられない

2 秋田市地域福祉市民意識調査

- ・令和4年12月に市が実施
- ・無作為抽出した18歳以上の市民2,000人が対象
- ・地域福祉に関する市民アンケート。回収率40.3%（806人）
- ・詳細は秋田市ホームページに掲載
- ・調査結果（第4次地域福祉計画7施策10指標の評価）改善3、横ばい2、悪化5

3 その他の評価

- ・施策に基づいた市の90事業の自己評価
A…十分な成果37、B…ある程度の成果52、C…見直しが必要1
- ・主な事業で設定した個別指標による自己評価 好転…7、横ばい…18、悪化7
- ・新型コロナウイルス感染症による地域活動の低下やそこからの回復の遅れの影響

1～3の総括→一定の成果もあるが課題もあり、解決に向けた取組が必要

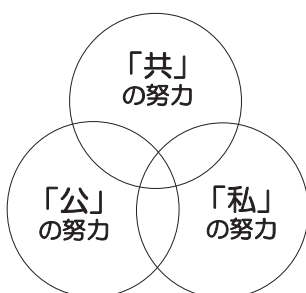
計画の基本的な考え方

多様化・複雑化する福祉課題へ対応するためには、公的な福祉サービスとその他の福祉サービス・サポートとの連携が必要です。

第4次計画まで「公・共・私の社会的努力」を課題解決の基本構造としてきました。これを引き継ぎ、次のとおり、役割分担して取り組むことを基本原則とします。

また、令和5年の豪雨災害を受け、市の災害対応の検証結果や被災者に寄り添う「災害ケースマネジメント」の考え方を計画や重点事業に反映させることとします。

課題解決の基本構造

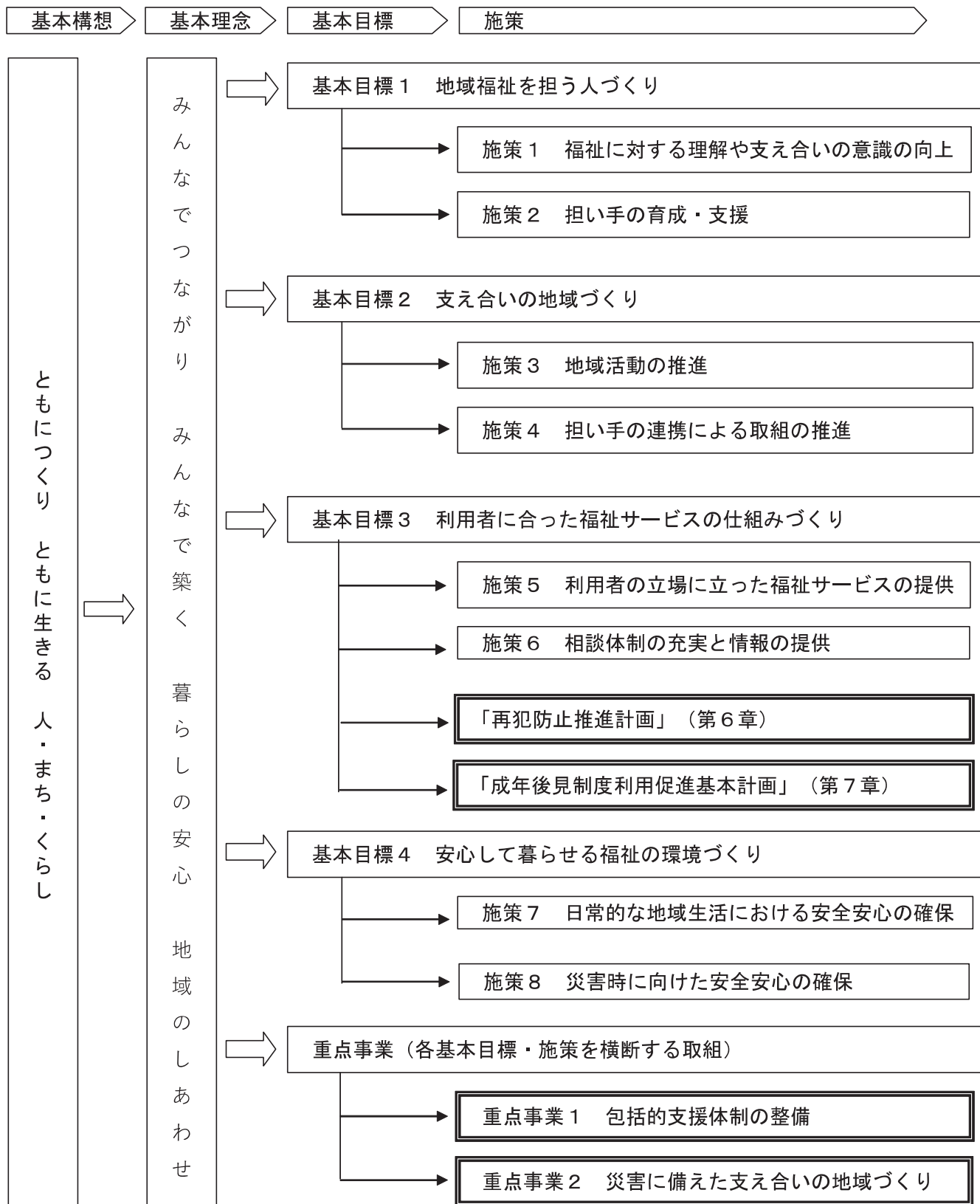


公（行政） の役割	福祉・保健・医療等公的制度によるサービスの提供 市民の自主的・主体的な地域福祉活動の推進 地域福祉の担い手や関係機関の連携の促進 多様化・複雑化する福祉課題への対応
共（地域等） の役割	地域社会における相互扶助 地域福祉の担い手や関係機関の連携 ボランティア・NPOなどの市民活動 市場（民間）における商品やサービスの提供
私（市民） の役割	個人の自立と家族での支え合い 近隣との良好な関係づくり 共助・公助への参加・参画

施策体系

この計画では、基本理念のもと、4つの基本目標の達成を目指し8つの施策に取り組むほか、基本目標・施策に横断的に関わる取組を「重点事業」として位置づけました。

また、「再犯防止推進計画」「成年後見制度利用促進基本計画」を本計画に統合し、基本目標3に位置づけ、第6章、第7章でそれぞれ具体的な内容を記載します。

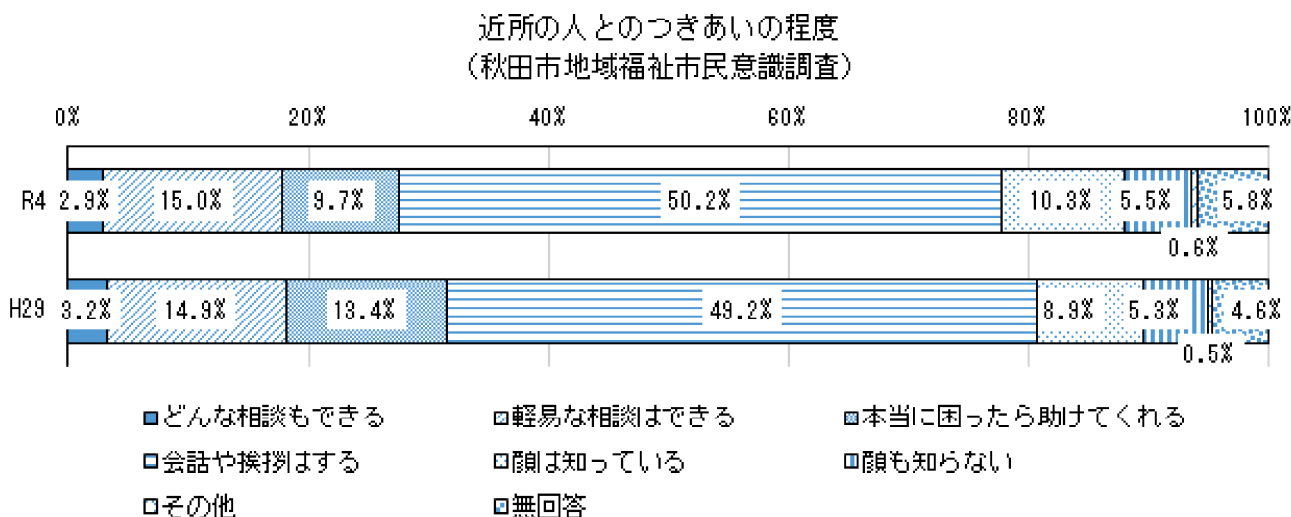


8つの施策の取組

本市での地域福祉に関する7つ課題に対して、それぞれに対応した8つの施策を設定し、必要な取組を進めてまいります。

※ 現状に記載された意見は、地域福祉市民意識調査からのものです。

施策1 福祉に対する理解や支え合いの意識の向上

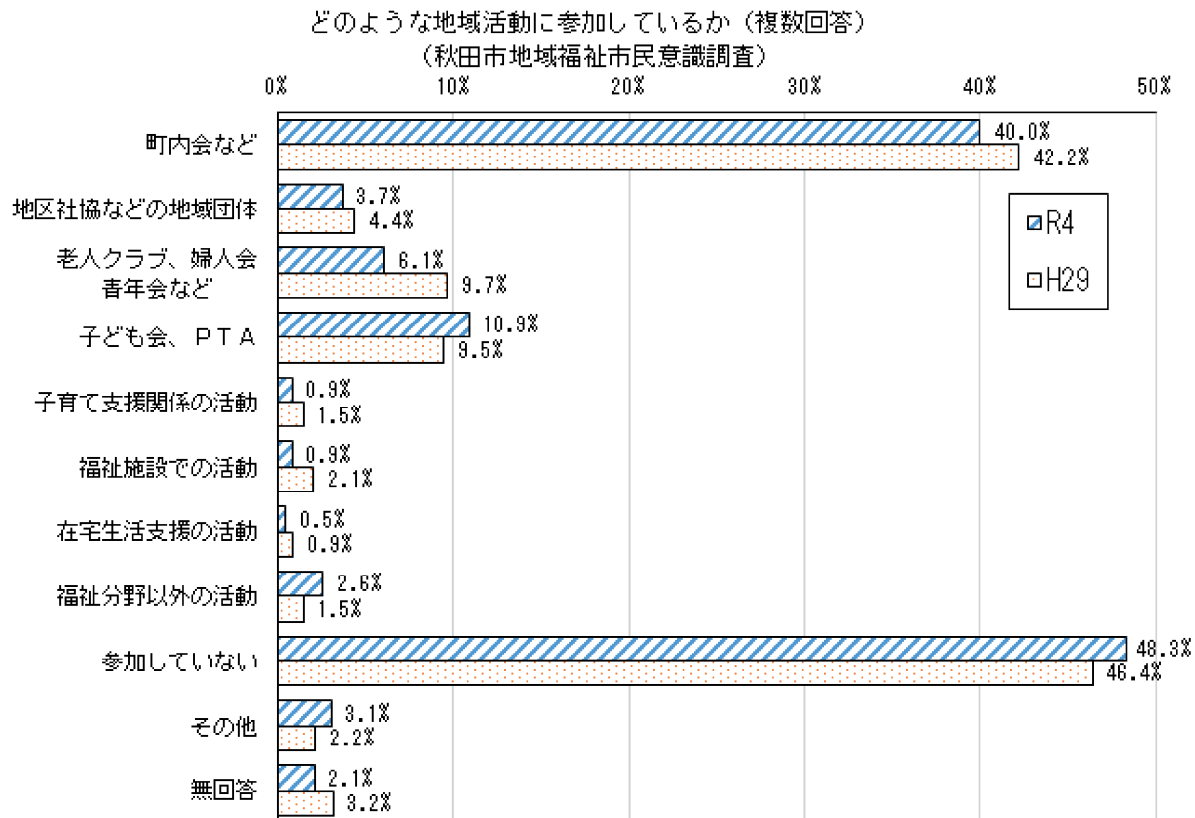


現状 少子高齢化で自助の低下、近所関係の希薄化で共助の低下などの課題がある。

施策 市民一人ひとりの福祉に対する理解や支え合いの意識を醸成し、さらには、地域福祉の主体としての自覚を促す。

市の取組	○福祉教育の推進 ○家族や地域の絆づくりの推進 ○男女共生社会の推進 ○エイジフレンドリーシティの推進 ○エイジフレンドリーパートナーづくりの推進 ○老人保健福祉月間の推進
市民に期待される役割	○家庭内での福祉教育に取り組む ○地域や行政が開催する福祉学習の機会に積極的に参加する ○地域福祉への理解、人権に対する理解を深める ○エイジフレンドリーシティへの理解を深める ○自己実現、社会参加の意識を高める
地域に期待される役割	○福祉教育の推進を図る △子どもが福祉活動に参加する機会をつくる ○住民の意識啓発に取り組む ○地域福祉活動をPRする △秋田市社会福祉大会の開催や広報活動の充実など〔秋田市社会福祉協議会・秋田市民生児童委員協議会〕 ○社会福祉協議会への市民の理解と参加を促進する〔秋田市社会福祉協議会〕 ○福祉施設を開放して住民が福祉を身近に感じられる機会をつくる〔社会福祉事業者〕

施策 2 担い手の育成・支援

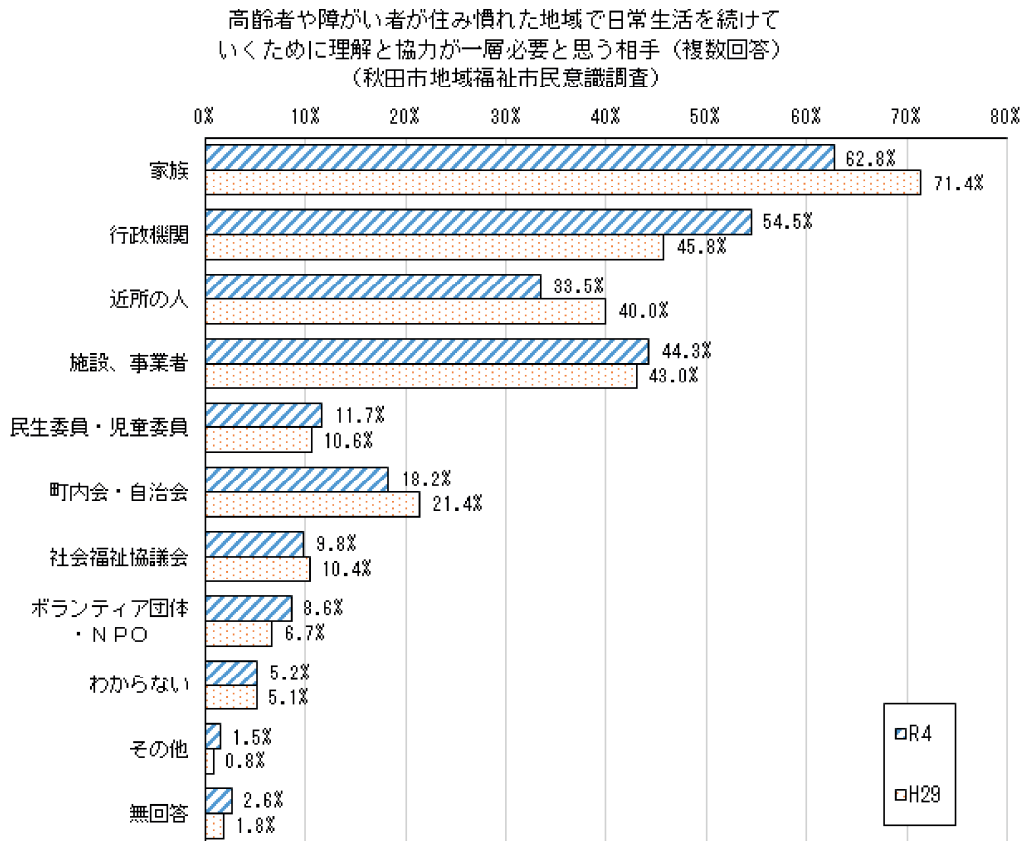


現状 ボランティア活動や地域活動の担い手不足の課題がある。

施策 高齢者や障がい者などの社会参加も含めて、地域福祉活動の中核となる人材や団体を育てる。

市の取組	○民生委員・児童委員活動の推進 ○地域保健推進員活動の推進 ○福祉ボランティア活動の促進 ○市民活動の促進 ○地域活動の担い手育成の支援 ○認知症サポーターの養成 ○高齢者生活支援体制整備事業の推進	○介護支援ボランティアの推進 ○生涯学習（社会参加活動）の推進 ○老人クラブ活動の活性化 ○【新】情報機器利用支援による社会参加促進 ○障がい者の社会参加の促進 ○障がい者相談員の設置
市民に期待される役割 （抜粋）	○団塊の世代といった退職後の元気な高齢者などが、地域福祉の担い手として自らの能力や知識、経験を活用する ○民生委員・児童委員、福祉協力員などについて理解を深め、その活動に協力・参加する ○市民活動について理解を深め、その活動に協力・参加する ○障がい者が、自分の能力や意欲を生かし社会参加や生きがいづくりをする	
地域に期待される役割 （抜粋）	○高齢者や障がい者を含む地域における人材の発掘、活用に取り組む △社会参加、自己実現の場を求める市民を市民活動に結びつける〔市民活動団体〕 △福祉協力員の拡充と人材育成に努める〔秋田市社会福祉協議会〕 △ボランティアの育成に努める〔秋田市社会福祉協議会〕 ○交流行事などの実施にあたり、高齢者の知恵と若者の体力を組み合わせる ○地域福祉関係者の研修会を開催する〔秋田市社会福祉協議会〕 ○地区社会福祉協議会の活動を支援する〔秋田市社会福祉協議会〕 ○ボランティア団体の活動を支援するとともに、ボランティアセンター機能の強化を図る〔秋田市社会福祉協議会〕	

施策 3 地域活動の推進

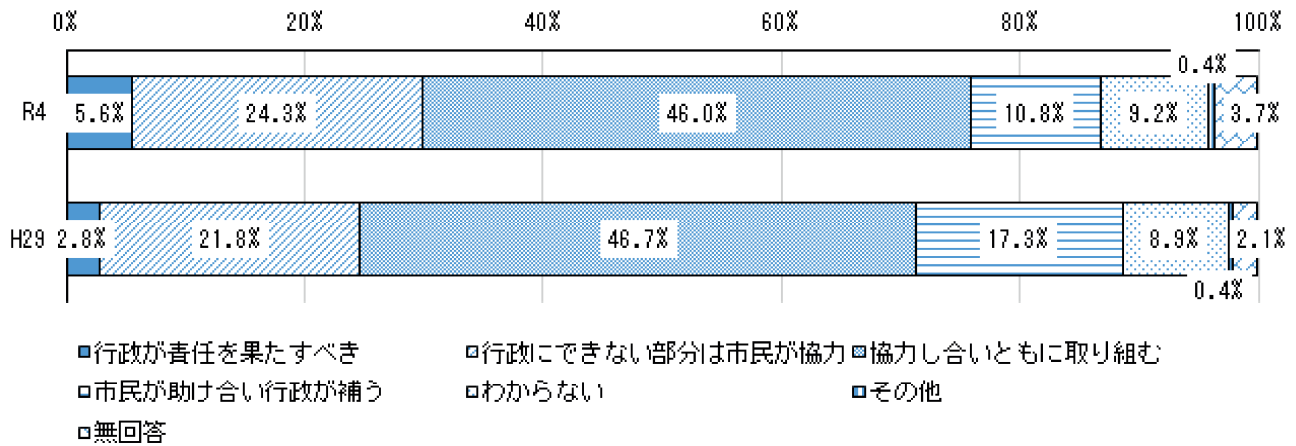


- 現状** 高齢者や障がい者が住み慣れた地域で日常生活を続けるために理解と協力が一層必要な相手として、家族のほか、近所の人々の役割が重要である。
- 施策** 生活課題を地域住民が共有し、一人ひとりが地域社会とのつながりをはぐくみ、主体的に地域活動に参加して支え合う地域社会を形成していくため、地域での福祉活動を推進する。

市の取組	○市民サービスセンターにおける世代間交流事業の推進 ○市民スポーツの振興 ○住民の支え合いによるサービスの実施 ○地域コミュニティ活動への支援 ○自治活動拠点の整備 ○市民憲章推進協議会の活動支援	○地域愛形成事業 ○地域まちづくり推進事業 ○社会福祉協議会の活動の支援 ○地域保健・福祉活動推進事業 ○地域子育て団体への支援 ○敬老会補助事業
市民に期待される役割 （抜粋）	○隣近所や班単位などで孤立した人がいないようお互いに目配りし、閉じこもりがちな住民に声かけをする ○地域の構成員として意識を持ち、見守り、見守られている意識を持つ。 ○生きがいを持ち、社会参加に努める	
地域に期待される役割 （抜粋）	○日頃の訪問活動により地域住民との交流を深め、地域での助け合う関係づくりにつなげていく [民生委員・児童委員] ○高齢者、障がい者、児童、子育て世代や集合住宅居住者など、地域住民間の交流を促進する ○気軽に参加できる行事やサロンなど交流機会や場の確保、充実を図る ○それぞれができるところから継続的に様々な地域福祉活動に取り組む ○町内会・自治会内での役割分担や若手・女性の登用、子ども会活動などとの連携などにより自治活動を活性化する [地縁団体] ○市民の善意で寄せられた共同募金を地域福祉活動等の財源として助成する [秋田市共同募金委員会]	

施策 4 担い手の連携による取組の推進

福祉サービスを提供していくうえでの市民と行政との関係
(秋田市地域福祉市民意識調査)

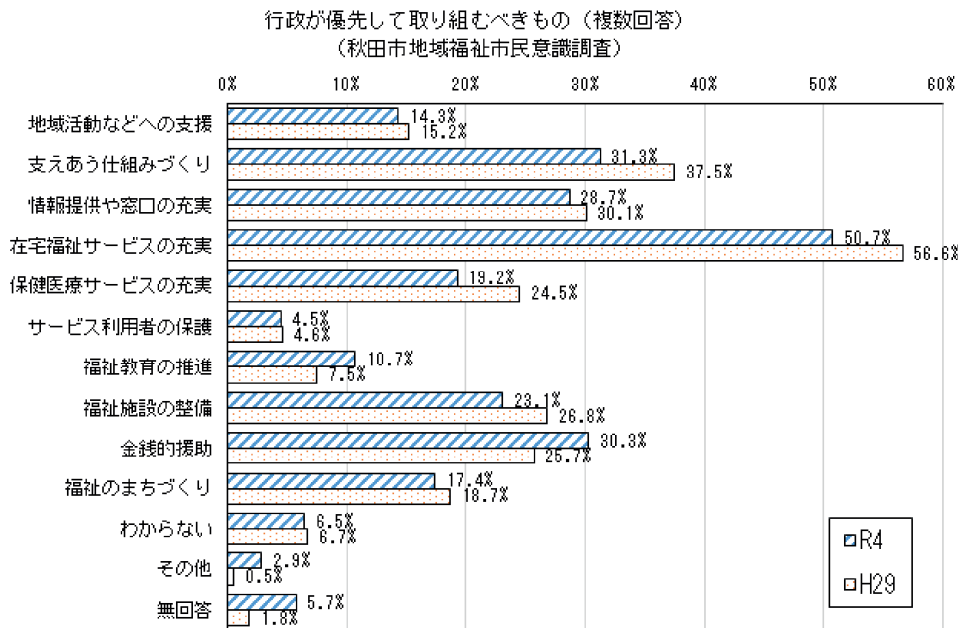


現状 福祉サービスの提供は市民と行政が協力すべきとの意見が多い。

施策 行政をはじめ、社会福祉法人、住民団体、ボランティアやNPOなどの多様な主体が連携した取組を推進する。

市の取組	○高齢者等の見守りネットワーク ○秋田市相談関係機関等ネットワーク会議 ○民間企業等との連携による見守り体制構築 ○認知症高齢者などの見守り体制の構築 ○認知症高齢者の地域生活への支援 ○地域子育て支援ネットワーク事業 ○地域や関係機関と連携した障がい者支援の取組 ○学校と地域社会との連携 ○地域包括ケアの推進 ○地域ケア会議の充実
市民に期待される役割	○地域での連携の必要性を理解し、できることから協力する ○地域のネットワークを活用して必要な情報を共有する ○学校や福祉施設に対する関心を高め、地域社会との連携を深める [市民・地域]
地域に期待される役割	○地域活動などに参加・協力し、地域貢献に努める [民間事業者] ○地域包括支援センターなどの関係機関や市民活動団体との連携の重要性を理解し、連携による取組を進める ○地域ぐるみの取組を住民に積極的にPRする ○要援護者を地域全体で支えるネットワークをつくる [市民・地域] △見守りネットワーク活動を推進する [秋田市社会福祉協議会] △見守りネットワーク活動に参加する [市民・地域] ○専門性を生かして地域社会と積極的に交流する [社会福祉事業者] ○社会福祉法の改正に伴って、社会福祉法人は、地域における公益的な取組を実施する [社会福祉事業者] ○社会福祉法人の地域における公益的な取組を推進する [秋田市社会福祉協議会]

施策 5 利用者の立場に立った福祉サービスの提供



課題

在宅福祉サービスの充実、行政が優先して取り組むべきとの意見が多い。

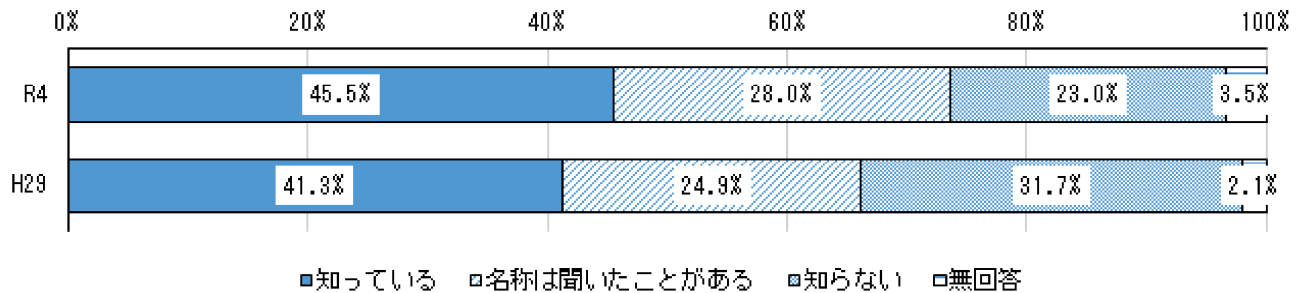
施策

地域での自立した生活を支援する福祉保健サービスを提供するとともに、多様化・複雑化する課題に対応できるよう、利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

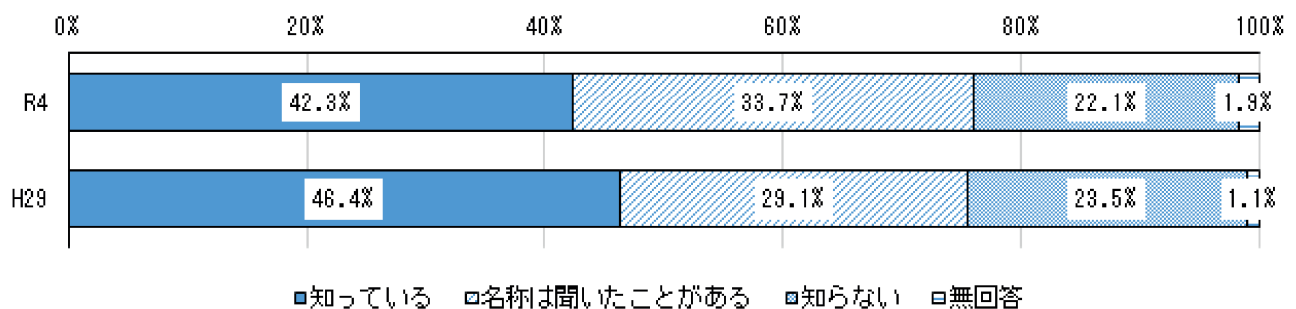
市の取組	○高齢者福祉の充実（基本方向） ○障がい者福祉の充実（基本方向） ○児童福祉・子育て支援の充実（基本方向） ○地域保健の充実（基本方向） ○「食」の自立支援事業 ○介護予防・日常生活支援総合事業の充実 ○切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の整備 ○生活保護の適正実施と自立支援の促進 ○福祉医療費給付事業 ○社会福祉法人および事業者の指導監査等 ○民生委員・児童委員による個別援助活動 ○高齢者、障がい者、児童等への虐待防止 ○市民小口資金の貸付け	○生活困窮者への相談・支援 ○子どもの貧困対策の推進 ○市民の健康づくりの推進 ○健康づくり・生きがいづくり支援事業 ○高齢者就業機会確保事業 ○移動手段（公共交通）の確保 ○高齢者コインバス事業 ○障がい者への交通費補助 ○移動支援事業 ○市営住宅における入居要件の緩和 ○高齢者や障がい者の住環境の整備
市民に期待される役割（抜粋）	○利用するサービスを十分に理解して適正に利用する ○サービス選択は自己決定であることを認識する ○社会的弱者の相談窓口や支援制度の情報を把握し、正しい理解に努める ○高齢者や障がい者などの日常生活の小さな困り事に隣近所で協力する ○買い物や通院など、高齢者や障がい者の移動に協力する	
地域に期待される役割（抜粋）	○社会的弱者の状況に応じて適切な窓口につなぐ △困っている人を見つけ、相談を受け止め、改善に向けて適切な窓口につなぐ [民生委員・児童委員] ○福祉サービス利用援助や日常的金銭管理などの日常生活自立支援事業を実施する [秋田市社会福祉協議会] ○制度の狭間や支援につなぐににくい問題など生活上の課題を抱える人に対して、相談援助、必要なサービスや専門機関への取り次ぎなどにより課題解決するよう支援するコミュニティソーシャルワーカーの配置を検討する [秋田市社会福祉協議会] ○苦情解決の窓口の設置や第三者委員の設置による苦情解決体制を整備する [社会福祉事業者] ○地域や民生委員・児童委員、相談支援機関と連携しながら、情報の提供や相談支援に努める [社会福祉事業者、市民活動団体]	

施策 6 相談体制の充実と情報の提供

地域包括支援センターの認知度（秋田市地域福祉市民意識調査）



成年後見制度の認知度（秋田市地域福祉市民意識調査）

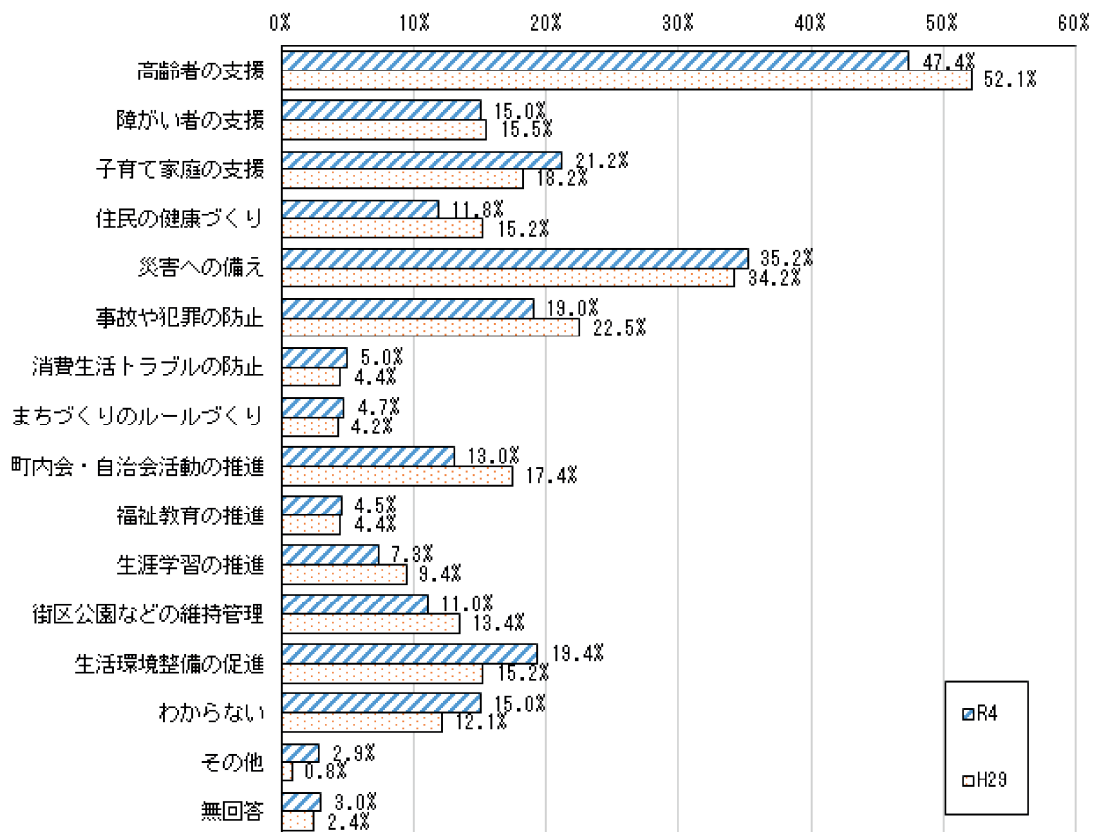


現状 地域包括支援センターや成年後見制度の認知度の向上などが必要となっている。
施策 市民が課題に適したサービスをより容易に選択できるように、相談体制の充実を図るとともに、サービスに関する情報を提供する。

市の取組	○地域包括支援センターの運営 ○在宅医療・介護連携に関する普及啓発の推進 ○障がい者への相談支援事業 ○子育て家庭等に関する相談支援の充実 ○精神保健対策事業の推進 ○各種相談窓口のP R ○【新】公式LINEによる市民との双方向の情報発信体制の推進 ○高齢者生活支援情報提供事業
市民に期待される役割	○提供される情報に関心を持ち、近隣での情報の伝達、共有に努める ○事業者や施設、相談支援機関に対する情報を把握し、正しい理解に努める ○民生委員・児童委員等の活動を理解し、身近に相談できる人をつくり、困ったときの連絡ができるようにする
地域に期待される役割	○回覧板や広報紙を活用するなどして住民の情報共有に努める △情報を必要とする住民へ直接伝達する〔民生委員・児童委員〕 ○町内会や民生委員・児童委員など関係者が情報共有し、適切な相談支援体制を構築する ○公的サービス以外の支援についても、公的サービスとあわせてP Rする ○施設の役割や状況を積極的に情報発信する〔社会福祉事業者〕 ○関係機関と連携しながら、専門を生かした相談援助活動を行う〔社会福祉事業者・市民活動団体〕 ○必要に応じて適切な窓口につなぐ △困っている人を見つけ、相談を受け止め、改善に向けて適切な窓口につなぐ〔民生委員・児童委員〕 ○ふれあい福祉相談センターのP Rと充実に努める〔秋田市社会福祉協議会〕 ○各種相談支援窓口の活用を促進する〔秋田市社会福祉協議会〕

施策 7 日常的な地域生活における安全安心の確保

地域ぐるみで進めていけばよい取組（複数回答）
（秋田市地域福祉市民意識調査）

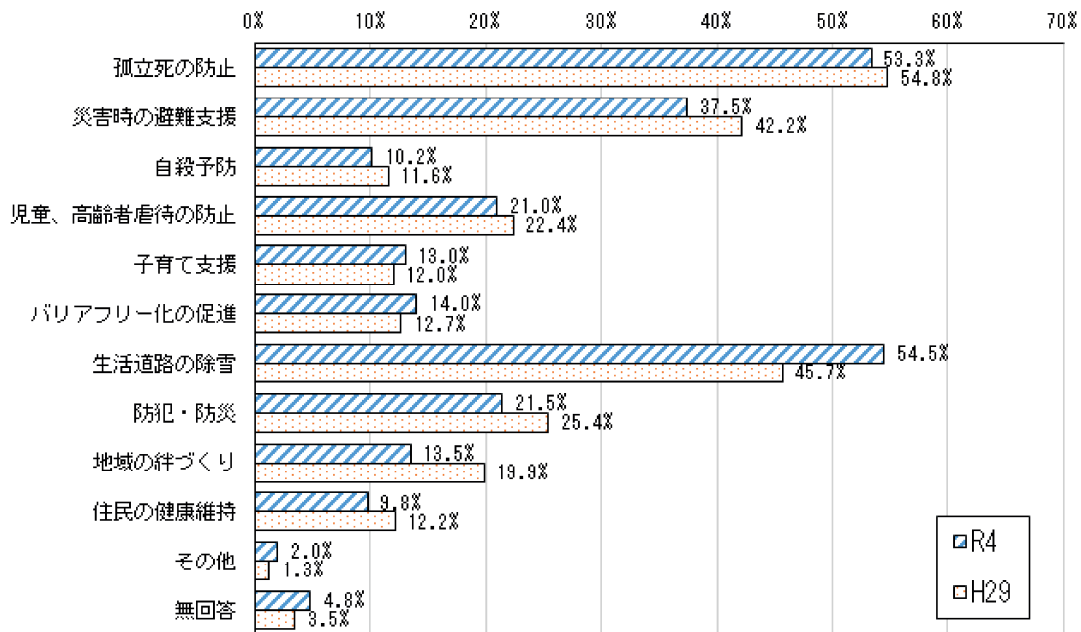


現状 高齢者支援（見守り、声かけ）などは地域ぐるみで進めるべきとの意見が多い。
施策 地域生活をおびやかす様々なリスクを回避するための取組を推進する。

市の取組	○消費者啓発 ○交通安全対策 ○応急手当の普及、救急救命体制の整備 ○緊急通報システム事業 ○要保護高齢者等シェルター事業	○自殺対策事業 ○住宅環境の整備 ○バリアフリー化の促進 ○都市公園のバリアフリー化
市民に期待される役割	○自殺のサインに早期に気づき、必要な相談機関や医療機関につなぐ ○ユニバーサルデザインを理解し、バリアフリー社会の形成に協力する ○高齢者や障がい者のための施設等の利用を妨げないよう意識を高める	
地域に期待される役割	○消費者トラブルや防災防犯など、生活に関する情報の収集と発信に努める ○地域サロンなどを通して、認知症や孤立、虐待などの早期発見につなげる ○地域で課題となっていることを把握し、関係機関と連携し解決に取り組む ○通学路の危険箇所などの改善について意見提起する ○防犯灯を適正に管理する【地縁団体】 ○医療との連携を図る【社会福祉事業者】 ○社会福祉施設の機能を活用して地域の取組に参加する【社会福祉事業者】 ○認知症等徘徊者の搜索支援を実施する【秋田市社会福祉協議会】 ○円滑な移動等を妨げている状況を把握しバリアフリー化推進につなげる ○バリアフリー社会の形成に向けた住民の意識啓発に取り組む ○万が一の緊急時に備えて、安心キットの普及に努め、日常生活における安心の確保を図る【秋田市社会福祉協議会】	

施策 8 災害時に向けた安全安心の確保

地域社会が行政とともに関わることで状況が改善できるもの（複数回答）
（秋田市地域福祉市民意識調査）



現状 災害時の避難支援や生活道路の除排雪は地域ぐるみで進めるべきとの意見が多い。

施策 大雪や風水害、地震など災害時に向けて備えるための取組を推進する。

市の取組	○自主防災組織の育成強化 ○要援護者への防災・災害情報の提供 ○【新】避難所運営会議の開催 ○【新】災害ケースマネジメントによる被災者支援 ○【新】災害ボランティアセンターの運営支援 ○【新】在宅被災者の健康状態の把握 ○地域における除排雪体制の構築 ○高齢者や障がい者宅の除排雪支援 ○火災予防の推進
市民に期待される役割	○自分の身は自分で守る意識をもつ ○効率的な除排雪作業のための協力、近隣での助け合いに努める ○生活に関する講習会や避難訓練等に積極的に参加し、理解・発信に努める ○避難場所や連絡方法の確認、家庭内備蓄や住宅耐震化などで災害に備える ○地域の要援護者支援体制づくりに参加し、支援者や見守りの担い手となる
地域に期待される役割 （抜粋）	○消費者トラブルや防災防犯など、生活に関する情報の収集と発信に努める ○地域で課題となっていることを把握し、関係機関と連携し解決に取り組む ○災害時に備えて、各種団体が連携し、町内会、自治会ごとの要援護者の状況把握や支援体制づくり、災害発生時の安否確認・見守り体制の充実に努める ○各種団体が連携し、要援護者を含めた住民参加の避難訓練を実施する ○自主防災組織の結成、充実に努める〔地縁団体〕 ○区域の要援護者を把握し、実情に応じた災害時の支援体制をつくる〔地縁団体〕 ○社会福祉施設の機能を活用して地域の取組に参加する〔社会福祉事業者〕 ○災害時の福祉避難所の開設・運営に向け日頃から備える〔社会福祉事業者〕 ○日常業務を生かした見守りや、地域の防災の取組に参加・協力する〔民間事業者〕 ○災害ボランティアの受入体制を整備する〔秋田市社会福祉協議会〕

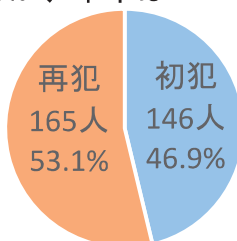
第二期秋田市再犯防止推進計画の概要

犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進して、安全で安心して暮らせる社会を実現する計画です。

1-1 計画策定の趣旨

- 全国の刑法犯検挙人員に占める再犯率は減少傾向にあり、国・県は40%台後半で推移しているが、本市は50%台と高い。

秋田市の再犯者の状況
〔令和4年〕
(法務省矯正局提供データを基に秋田市作成)



- 国の第二次再犯防止推進計画で国・地方公共団体・民間協力者の連携を進めることとなったことから、本市においても福祉等の各種行政サービスへのアクセスが困難な者等に対して適切にサービスを実施できるよう計画を改定する。

1-2 計画策定の目的

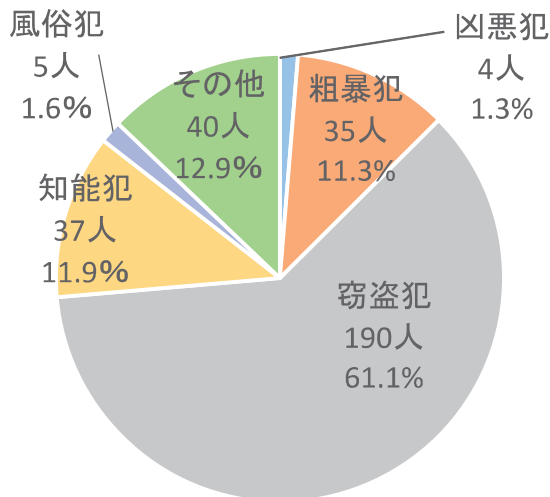
本計画に基づき適切な再犯防止策を講じることで、犯罪をした者等が各種支援策を幅広く活用できる機会を増加させ、再犯防止を推進する。

1-3 計画の位置づけ

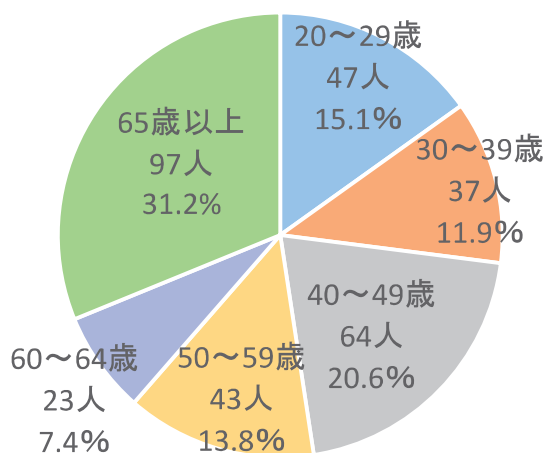
再犯防止推進法第8条に基づく市計画であり、秋田市地域福祉計画の基本目標3「利用者に合った福祉サービスの仕組みづくり」に位置づける。

秋田市における刑法犯の検挙人員の状況〔令和4年〕

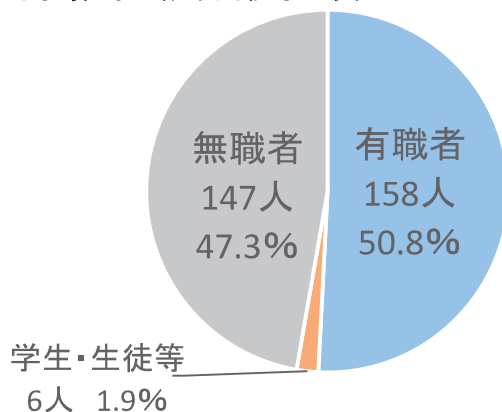
○罪種別



○年齢別



○犯罪時の職業別検挙人員



検挙人員全311人のうち、窃盗犯が190人と最も多く、6割となっている。また、65歳以上が97人と最も多く全体の3分の1となっているほか、無職者が147人と半数近くになっている。

(法務省矯正局提供データを基に秋田市作成)

- 注1 「再犯者」とは、刑法上、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず前科又は前歴を有する者をいう。
- 2 犯罪時年齢が20歳以上のものを計上している。

2-1 取組の内容

重点課題1 就労と住居の確保による支援

(1) 就労の確保

【現状と課題】

協力雇用主に対する契約の優遇措置を講じているが、前科等により就職が進まない、就職しても離職する状況

【取組】

- ①保護観察対象者の雇用
- ②協力雇用主に対する入札参加資格審査での優遇措置
- ③協力雇用主に対する総合評価落札方式での優遇措置
- ④雇用促進、労働相談
- ⑤生活困窮者等就職困難者への就労支援

(2) 住居の確保

【現状と課題】

更生保護施設が整備されているが、地域社会における安定した生活には、帰住先の確保が重要

【取組】

- ①市営住宅への公平な入居機会の確保
- ②セーフティネット住宅の登録促進
- ③相談対応および住居確保給付金の支給

重点課題2 保健医療・福祉サービスの提供による支援

(1) 高齢者や障がい者等への支援

【現状と課題】

犯罪の有無に関わらず福祉サービスを提供しているが、本人が入所を希望しないことなどにより、適切なサービスにつながない状況

【取組】

- ①福祉保健サービスの提供
- ②精神保健福祉に関する相談

(2) 薬物依存者への支援

【現状と課題】

薬物乱用防止教室等に取り組んでいるが、継続的な支援が必要

【取組】

- ①薬物乱用防止教育
- ②精神保健福祉に関する相談 ※再掲

重点課題3 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進

(1) 修学支援

【現状と課題】

悩み相談、学習支援等を実施しているが、継続的な学びや進学・復学支援が不十分

【取組】

- ①スクールカウンセラーの配置
- ②広域カウンセラーの派遣
- ③心のふれあい相談会

(2) 非行防止

【現状と課題】

少年の健全育成や非行防止、いじめ防止等に取り組んでいるが、学校や地域での継続的な非行の未然防止が必要

【取組】

- ①少年の健全育成および非行防止
- ②道徳教育の充実 ※新規
- ③いじめ防止
- ④薬物乱用防止教育 ※再掲
- ⑤スクールカウンセラーの配置 ※再掲
- ⑥広域カウンセラーの派遣 ※再掲
- ⑦心のふれあい相談会 ※再掲

重点課題4 民間協力者等の活動の促進、広報・啓発活動の推進

(1) 民間協力者等の活動促進

【現状と課題】

民間協力者等へ支援しているが、保護司等の高齢化やボランティア等の担い手が減少傾向

【取組】

- ①更生支援に関する相談・取次ぎ等
- ②地域や警察機関等と連携した防犯活動
- ③保護司会等の活動支援
- ④保護司の面接場所の確保 ※新規
- ⑤子どもの安全対策
- ⑥民間団体の活動への協力 ※新規

(2) 広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

再犯防止に関する広報・啓発活動に努めているものの、市民への理解や関心を十分に深めたり、犯罪被害者等に配慮した取組が必要

【取組】

- ①社会を明るくする運動への支援
- ②犯罪被害者等への支援
- ③関係機関の活動・取組との連携 ※新規

第二期秋田市成年後見制度利用推進基本計画の概要

権利擁護に関する支援を必要とするかたが、成年後見制度を利用し、権利や財産が侵害されことなく安心して暮らせる社会を実現する計画です。

1-1 計画策定の背景

- 国は成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」）を制定、成年後見制度利用促進計画を閣議決定。



- 市町村は同制度の利用促進に関する基本的な計画を策定し、支援が必要なかたを適切に支援につなげる体制整備の役割あり。

▼ 認知症高齢者数の推計

（各年齢層の認知症有病率が一定と仮定した場合）

年	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
人数	19,601人	21,533人	22,471人	21,736人	20,908人

- 高齢者の多い本市においては、認知症高齢者の人口に占める割合も高く、需要が増すことが想定される。

1-2 計画策定の目的

計画的に進めることで、支援を必要とするかたが、権利や財産が侵害されことなく安心して暮らしていくことができるようにする。

1-3 計画の位置づけ

利用促進法律第14条第1項に基づく市計画であり、秋田市地域福祉計画の基本目標3「利用者に合った福祉サービスの仕組みづくり」に位置づける。

権利擁護支援の地域連携ネットワーク概念図

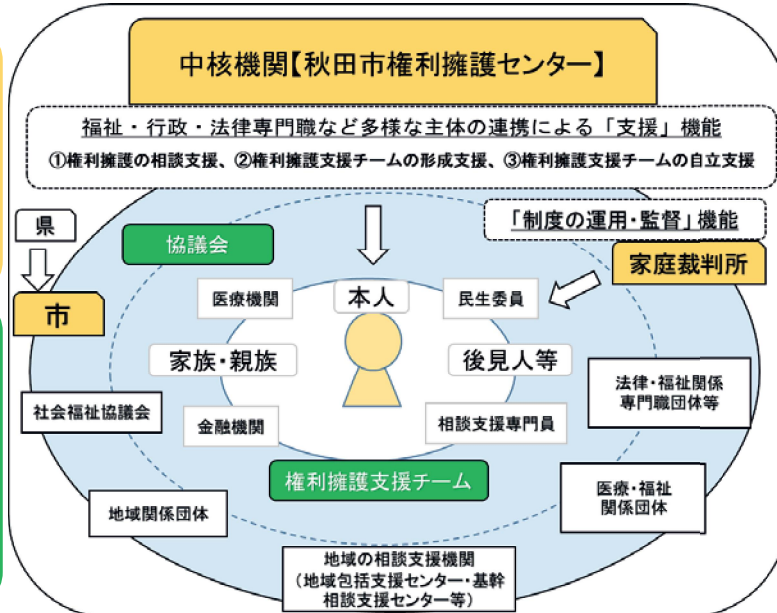
地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるよう、地域や福祉・行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する「権利擁護支援チーム」「協議会」および「中核機関」の3つのしくみからなる。

◎中核機関

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制

◎協議会

専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、自発的な協力を進める



◎権利擁護支援チーム

本人の状況に応じ、本人に身近な関係者などが、協力して本人を見守り、意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う

取組の体系

「みんなでつながり みんなで築く 暮らしの安心 地域の幸せ」の実現を目指すため、次の2つの目標を設定します。

目標1 権利擁護を地域で支える地域連携ネットワークづくり

目標2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の制度運用

2-1 目標ごとの取組の内容

目標1 権利擁護を地域で支える地域連携ネットワークづくり

成年後見制度の利用が必要な人を早期に発見し、医療・福祉・司法の専門職や地域の関係者が連携して、本人を地域で支えることのできる地域連携ネットワークを構築する。

評価指標

指標	2025年度 目標値	2026年度 目標値	2027年度 目標値	2028年度 目標値
成年後見制度 利用促進協議 会の開催回数	2回	2回	2回	2回
中核機関の相 談受付件数	2,400 件	2,450 件	2,500 件	2,550 件
中核機関の申 立支援件数	1,200 件	1,225 件	1,250 件	1,275 件

取組1 地域連携ネットワークの構築

- (1) 本人を後見人とともに支えるチームによる対応
- (2) 【新規】中核機関のコーディネート機能の強化
- (3) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援および早期の段階からの相談・対

目標2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の制度運用

成年後見制度の運用においては、後見人等による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障がい者の意思をできるだけ丁寧にくみ取り、権利を擁護していく意思決定支援、身上保護の側面を重視する体制を整備する。また、成年後見制度が利用者にとって安心かつ安全なものとなるよう、制度の正しい理解を図り、関係機関と連携して不正を防止する仕組みを構築する。

指標	2025年度 目標値	2026年度 目標値	2027年度 目標値	2028年度 目標値
後見等市長申立件数	19件	20件	21件	22件
市長申立報酬助成件数	16件	20件	24件	28件
市長申立以外報酬助成件数	36件	44件	52件	60件
成年後見制度等に関する市 民向け講演会および出前講座 の参加者数	240人	260人	280人	300人
成年後見制度の市民の認知度合	—	—	80.00%	—

取組2 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- (1) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用への支援体制整備
- (2) 成年後見制度の普及啓発および正しく適切な制度理解

取組3 適切な後見人等の選任・交代の推進

- (1) 家庭裁判所が適切な後見人等の選任や交代ができるよう、本人を取り巻く支援の状況等を的確に伝えられる体制の整備

取組4 関係機関の連携による不正防止の徹底

- (1) 地域連携ネットワークや後見人等を含むチームでの見守り体制の整備による不正の未然防止
- (2) 家庭裁判所や専門職団体と連携した、不正防止のための連絡体制整備

取組5 後見制度と他のサービスとの一体的提供

- (1) 日常生活自立支援事業からのスムーズな移行
- (2) 成年後見制度利用支援事業
- (3) 【新規】任意後見制度の利用促進

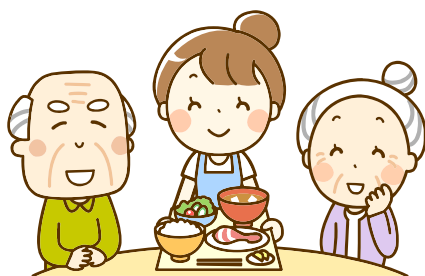
取組6 関係機関の連携による担い手の確保・育成等への取組

- (1) 【新規】担い手の確保・育成等の推進

重点事業

4つの基本目標と8つの施策に横断的に関わる取組を、「重点事業」として位置づけました。

区 分	《重点事業1》	《重点事業2》
事業名	包括的支援体制の整備	災害に備えた支え合いの地域づくり
概 要	日頃から地域全体で見守るしくみづくり	災害時に地域で支援するしくみづくり
現 状	地域の見守り、在宅支援、「包括的支援体制整備に関わる取組指」に基づく地域・官民のネットワーク形成、令和5年豪雨災害後での「地域支え合いセンター」による戸別訪問、地域サロンの実施	自主避難が困難な高齢者や障がい者などの情報を地域に提供、地域で個別避難支援プラン作成等に取り組む、令和5年の豪雨災害における災害ケースマネジメントの取組
課 題	生活困窮者、若年者等の引きこもり、高齢の親と未就労の子の同居世帯、介護と育児を抱える世帯など、複合的課題や制度の狭間にある世帯の把握や分野横断的な支援体制の強化が必要	実効性ある支援のためには、一人ひとりの避難計画（個別避難支援プラン）の作成方法の多様化、福祉避難所の人材確保などの体制整備が課題
目 標	地域住民の主体的な地域福祉への関与を促進しながら、引き続き包括的な支援体制を強化	個別避難支援プラン作成対象者の再整理や作成方法の多様化、福祉避難所の開設に向けた体制整備



計画の進行管理・評価等

毎 年 度 評 価	毎年度終了時点で、市の取組を社会福祉審議会が評価、公表。必要に応じ見直し
期 間 評 価	設定した8施策の目標値について、4年後の進捗状況を社会福祉審議会が評価、公表。必要に応じて見直し
次期計画への反映	毎年度・期間評価をもとに、次期計画に反映

秋田市地域福祉計画概要版 発行 秋田市 福祉保健部 福祉総務課 地域福祉推進室
 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 電話018-888-5661
 mail:comwel@city.akita.lg.jp

令和7年3月 秋田市

計画全体を市ホームページで公開しています。

秋田市 地域福祉計画で検索するか、右のQRコードを読み込んでください。

